

令和3年6月18日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年6月18日付災対第2061号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

- (1) 期 間：6月21日～7月11日
- (2) 人数上限：5,000人以下
- (3) 収 容 率
 - ①大声なし：100%以内
 - ②大声あり：50%以内
- (4) 開催時間：午後9時まで

2 公共施設等について

- (1) 期 間：6月21日～7月11日
- (2) 利用時間：午後8時まで。ただし、庭球場、弓道場及び不特定多数に向けて集客するイベント等は、午後9時までとします。

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

- (3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり
- (4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

令和3年6月18日付災対第2061号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」